

第 1 1 回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成 1 9 年 1 1 月 9 日 (金) 午後 2 時 0 0 分 ~ 午後 4 時 3 0 分

2 開催場所

裁判所 6 階大会議室

3 出席者

(委員 ・ 五十音順)

一宮和夫委員 , 末金絹枝委員 , 高橋潔委員 , 東正博委員 , 廣永伸行委員 , 藤原健史委員 , 松元範夫委員 , 的場真介委員 , 村瀬正明委員 , 山上晃稔委員及び山崎博幸委員

小島淳委員 , 仁後八重子委員は都合により欠席

(事務担当者)

妹尾次男事務局長 , 劔持誠事務局次長 , 浅野泰孝刑事次席書記官 , 安原伸総務課長及び仁科喜勝総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会宣言 (総務課長)

(2) 所長あいさつ

(3) 新任委員の自己紹介

高橋潔委員 , 藤原健史委員及び松元範夫委員から自己紹介があった。

(4) 意見交換

安原伸総務課長から , 平成 1 9 年度の裁判員制度広報の実施状況に関する報告が , 引き続き , 浅野泰孝刑事次席書記官から , 裁判員選任手続に関する説明が行われた後 , 「裁判員制度 (広報活動 , 裁判員選任手続) 」について意見交換が行われた (発言の要旨は 5 のとおり) 。

(5) 次回の予定

日時 平成 2 0 年 3 月 5 日 (水) 午後 2 時

テーマ 未定

5 意見交換の発言要旨（ 委員 ， 事務担当者 ）

死刑になるような重大事件にかかわりたくない，判断したくないという理由で裁判員を辞退することができるのか。

政令案に，「精神上的な重大な不利益に当たるかどうか」として取り上げられて議論中である。

日本全国を持ち回りで実施する「全国生涯学習フェスティバルまなびピア岡山2007」を11月2日（金）から11月6日（火）の期間で，岡山市のメイン会場と県下27市町村の会場で実施した。メイン会場には約60万人が来場した。子供と一緒に遊ぶブースが人気があったと感じている。見せることも大切だが，見に来てもらう工夫をすることがより大切で，その意味で，裁判所のブースで法服を展示していたのはよく工夫していたと思う。

裁判所の職員と一緒に「まなびピア岡山」に参加し，クイズを担当した。たくさんの方が来場し，評判が良かったので，広報活動として成功したものと思っている。クイズでは，大人より小学生の方が正解率が高かったのが例外だった。

中小企業に対する裁判員制度の広報活動は行き渡っていないと思われるので，県下の中小企業の役員の会合があるときに，広報活動に行ってはどうか。その場で制度の趣旨，辞退事由，裁判員裁判に参加する際の特別休暇などの説明を行うことも考えられる。

中学生を対象とした出張講義は，中学生自体が次代を担う者であるし，家に持ち帰って親との会話で取り上げられると思われるので，広報効果があると思う。

自治体等の広報誌に裁判員制度の説明を載せてもらう場合，量的に限られているので，それほど効果は上がらないのではないかと。むしろ，折り込みに入れてもらう方がよいのではないかと。

裁判員制度で分かりにくいのは、義務かどうかということ、辞退の可否、人を裁く権利はあるのかななどの精神的な部分の整理と考える。この分かりにくい部分の広報に力を入れてはどうか。

日々の新聞やテレビで裁判員制度に関する報道を目にするが、一般市民が知りたい部分を広報できていないのではないかと感じている。なぜ仕事や家庭をおいてまで裁判員として審理に立ち会わなければならないのかなど、負担感をどうやって取り除くかがこれからの広報の鍵だと思う。

県境や島に暮らすなど遠方に住む人たちも裁判員になる可能性はあるが、そのケアをどうするのか聞こえてこない。都市部のみならず、山間部や島などの遠方地域へも積極的に広報すべきではないか。

「裁判員制度」という言葉は広く知れ渡ったと思うが、一般市民は、負担になる、面倒だ、自分が刑罰を決めてもいいのかなど、負担感を感じている人が多いと思う。その負担感を取り払う活動を中心に取り組むべきではないか。

裁判員制度に類似した検察審査会で経験してもらった人は、充実感があつたという人が圧倒的に多い。実際に経験してもらわないと、負担感の解消はなかなか難しいかもしれないと感じているが、負担感の解消に向けて努力したい。

裁判員制度は、国民の側から沸き上がって作られた制度ではないため、一般の方に分かりにくいものとなった。そこから広報活動が出発しているので、長期的スパンで広報を継続していく必要があるのではないか。

以 上